

《調査と資料》

十組問屋史料

(2)

林 玲 子

万 記 録 (続)

本稿は第2巻第1号の拙稿の続編である。

乍恐口上書を以御訴訟奉申上候

一御当地十組諸問屋共其外諸廻船積合之商売仕候者共申上候。近年廻船遭難風寄津仕所々ニ而不屈之義有之旨被聞召届、今度諸国浦々へ御廻文并高札御添書、廻船難義之時分別而吟味御座候旨承知仕候而難有奉存候。

一去辰十一月五日嵐ニ而豆州下田御番所前より三里程沖ニ而、大坂菱垣船頭大津や順兵衛と申船破船仕候所、下田御奉行様より御下知被成下、下田浦并洲崎浦之漁船助舟被仰付、其上御役人中様沖間迄舟にて御出御下知被成下候ニ付、散乱之荷物并船具等相集り、則御当地へ積取、当月三日勘定割符仕荷主共受取申候。沖間之義、難及力所、下田御番所より御下知を以荷物船具等相集難有仕合奉存候。

一近年数度之難風ニ而諸廻船捨荷物数多御座候而難義仕候所、今度右之通被仰出、乍恐御慈悲難有奉存候、以上。

御当地十組諸問屋

正徳三年癸巳正月廿三日

御奉行所様

右之通相認三御番所へ御礼申上候

覚

一正徳四年甲午八月八日、尾州船三州船豆州中木浦ニ而破船いたし候所、中木浦入間村之者共取揚候荷物ハいつれも十分一之積ニ取可申旨申候ニ付、積主中承引無之御願申御十判頂戴、入間村へ付候而、双方被召出対決有之候へ共埒明キ兼候ニ付、委キ義ハ十組諸問屋共御尋被成下候様積主相願申候ニ付、則十組罷出御請負申上、菱垣舟之内木綿積合舟破船仕候歩一受取証文三通御評定へ差上ケ申候所、御吟味之上左之通書付被仰付候

申渡之覚

沈荷物分一遂吟味候所、入間村之者共取上ケ候木綿

「廻船式目」は中世から近世にかけて、諸種のもものが各地にみられるが、その中で海難救護に関するものは、早くは「湊にて繫船損たる時は其所より濡たる物を干し、船頭に可相渡也」といった類のものが見られる程度で、積荷取揚に関しての規定がはっきりしてくるのは寛永期らしい。この頃になると、江戸上方海運のみならず、加賀から大阪まで西廻によって廻米がなされるようになり、また、仙台藩・津軽藩も東廻で江戸に貢租米を輸送したといわれる。この全国的な海運の開けつつあった状態を反映してか、寛永13(1636)年8月、幕府は諸国浦々に次の高札をたてさせた。

浦々御仕置御高札

一公儀之船は不及申、諸船共難風逢候時は助船を出へし。磯近き所へ成程情ヲ入、不破損様ニ肝をいるへき事。

一船破損之時、船主頼候ニおいてハ、其浦の者荷物情を入可取揚之。然者其取揚の所荷物之内、浮荷物ハ二拾歩一、沈荷物ハ拾歩一、但川船は浮荷物は三拾歩一、沈荷物ハ二拾歩一、其取揚の者可遣事。

一於沖荷物勿候時は、其船着候湊にて代官下代并庄屋出合、遂穿鑿、船ニ相残荷物之分書付之証文ヲ可出事。

附 船頭浦之者申合、荷物を盗取はね候由申ニおみては、後ニ聞候共、船頭は勿論、申合候族不残死罪、其浦は為過料、家毎に鳥目拾疋宛可出事。

右条々可相守此旨、惣而悪舖仕におみては、其所之者ハ不及申、他所より成共訴人に出へし。御褒美可被下之。其上科人之儀ハ随罪之輕重可被仰付者也。依而如件。

寛永十三年八月二日

(住田正一『廻船式目の研究』)

この高札により、難船に対して沿岸浦々は助船を出すこと、また船荷を取揚げた場合には浦々に謝礼が渡

荷物ハ海中より取上ケ候間、十歩一之賃受取申度由申候へ共、前々所々ニ而破船之節、浦手形数通江戸大坂諸問屋共差出シ吟味之上、木綿荷物ハ縦海中より出し候而も浮荷物ニ相立、貳拾歩一之賃渡し候旨、右浦証文ニも委細有之候上、只今迄例之通相心得、取上ケ候木綿荷物貳拾歩一之積リニ可請取者也。

午十二月

右之通ニ御書付にて御渡し此証文伝馬町ニ有り

一正徳四甲午年五月より金銀御吹替可被遊候ニ付、新古金銀割合之次第被仰出候。

慶長古金ハ 乾ノ字金十割増、但シ今吹金割同前也。<sup>(ママ)</sup>

慶長古銀ハ 四ツ宝銀十割増、但シ今吹銀割合同前也。

元禄銀ハ 四ツ宝銀ニ六割増、但シ元禄銀壹メ匁ニハ四ツ宝銀壹メ六百匁。

宝永初銀ハ 四ツ宝銀ニ三割増、但シ宝永初之銀壹メ匁ニハ四ツ宝銀壹メ三百匁。

右之法被為定置、新古金銀無構通用可仕旨之御触有之候。

一正徳乙未四月晦日、北村御役所へ十組大行司被召寄被仰渡候趣ハ、去七月金銀御吹替被仰付、則通四丁目引替会所被仰付、元禄以来之金銀、町中諸商売人共町所付をいたし人数書上ケ、其催寄月行持を定、金銀引替所へ差出し元禄以来之金銀を引替候様被仰付候。然所十組諸問屋之儀ハ別而其組々之人数書を相認、中山出雲守様御番所へ一冊、引替所へ一冊、北村殿へ一冊差出候様被仰渡候故、則組々より三冊相認候様新材木町名主殿へ相渡し右之三ヶ所へ相納候。

一正徳五未五月十五日、北村御役所へ十組大行司并組々行事二人ツ、被召寄被仰渡候ハ、一組より金三百兩より五百兩迄之間を以引替可申旨右之趣中山出雲守様より被御出候間、則引替金高十日ニ一度ツ、一組より両役所へ書上ケ申候様ニ御申渡被成候ニ付、十組之内五月十八九日頃より初申候。

未五月 大行司 薬種店

一正徳五乙未年、新金銀上方筋不通用之場所有之候ニ付、遠国所々迄無差支通用仕候様御追触被成下候様、十一月十七日ニ中山出雲守様へ御訴訟申上候所、御

される定めとなったことがわかる。元禄ごろから、荷受問屋に代って江戸商業の中心となりつつあった仕入問屋は、海難による被害を直接蒙るところから、諸国浦々における海難救助が、幕藩権力を通じてなされることを望むのである。木綿荷の場合、一般荷と異なり、左にみられるように沈荷物取揚に対する謝礼が半分ですんだとすれば、輸送を全面的に海運に依存している木綿問屋にとって、大きな利点となったであろう。

勘定奉行萩原重秀による、資質の劣悪な金銀銭の増铸政策は、萩原が失脚し、新井白石の建議が取上げられ、慶長の古制に復帰することとなったため、急転換をとげることとなった。この幣制改革の結果、慶長金銀と正徳金銀は同位とされ、元禄銀、宝永初期の銀はそれぞれ増歩をつけて同時に通用させることになった。

このような良貨への改铸は、近世を通じて他にみられなかったものである。この改铸の結果、貨幣流通量の減少を招き、金融の梗塞という事態を引起したといわれる。新金銀が江戸及び諸国に広く流通するようになるのは、後述する享保初年の旧金銀通用禁止令後のことのようにである。

正徳5(1715)年4月、幕府は金銀引替の進捗しないのにしびれを切らし、具体的な措置をとることになった(『御触書寛保集成』1806、『正宝事録』第3巻1450)。一つは、諸国在々と取引する江戸市内の諸問屋が荷主に対して、新金銀を使用することが少しも損失とならないと説明すること、また支払いを新金銀とする旨を命じたことであり、一つは、江戸市内に引替所を作り、両替屋・銭屋をはじめ諸問屋に引替をおこたりに行なうよう命じたことである。そのため、「其商売の品に随ひ、問屋仲ケ間にておのおの組合を立置、一組に一人宛月行事を相定め、其月行事のものより、組切之仲ケ間へ集り候元禄以来の金銀を取集メ、日々引替所え指出し、新金銀を可引替之事。」と、商品別の問屋仲間を通じて貨幣引替促進をはかっており、享保の組合結成令につながる動きを示すのである。

幕府はまずもともまとまった問屋の仲間である十組に対し、同年4月末に大行司を通じて、人数書差出し、通4丁目の引替所設置を命じ、さらに5月に入ると、十組以外の諸問屋にも、「町々諸問屋、前々より組合有之候者、此度金銀引替に付、十仲ケ間ハ除キ、其外組合来り候問屋、町々之組合之内江入り候共、又ハ一組切ニ成共、其組合之心次第可致、尤両替屋銭屋

聞濟御再触有之候。委細ハ十組公用帳ニ記有之候。

一正徳五未年、銀相場高値にて諸代口物高直相成候故、同五月七日より追々願出申候、委ハ十組帳面記有之候。

一正徳五年未十一月十四日、ひのや権右衛門舟八丈嶋へ吹流され破船いたし候ニ付、御願申上候所御聞濟、残荷物御売払代金被下置候。委細十組公用帳記有之候。

一享保元丙申年より銀相場引上ケ、諸代口物高直ニ付商事致悪敷、世上一統之迷惑ニ候間、一ヶ月兩三度程ツ、追々御願申上候。委ハ十組公用帳記有之候。

享保三年戊戌ノ閏十月廿八日御触之趣

新金銀を以当戊ノ十一月より通用可仕覚

一金吹直被仰付候ニ付段々出来仕候得者最前相触候通、亥ノ年限リニ乾ノ字金通用停止ニ候。依之向後諸色相対ヲ以直段相極候事者各別、献上被下金又者給金借金払残り金、すへて前々より定り来候員数ニ御通用候儀左之通被仰出候事。

附リ

乾ノ字金ニ而何兩と申取遣候得共、当戊ノ十一月より新金ニ而何兩と取遣可仕候事。尤乾ノ字金通用有之内ハ新金替リ乾ノ字金引替候法ヲ以遣候儀勝手次第事。

一金者正味之有目吹直され足シ金に不及候故右のことく出来候得失、銀者正ミ不足有之によつて灰吹銀ニ而足銀被仰付候所ニ、近年山々より出銀之出方ニ而者、廿ケ年余ニ而成就難斗候。依之金之通向後銀之有目ニ而吹直被仰付候。員数随ひ通用候儀、是又左之通被仰出候事。

附リ

通用銀ニ而何枚何貫目と申取遣候得共、当戊ノ十一月より新銀ニ而何枚何貫目と取遣可仕候。通用銀等通用有之内ハ新銀替リ通用銀引替候法を以遣候儀勝手次第之事。

一乾ノ字金引替ハ当戊ノ年より来寅年迄五ケ年ヲ限るへし。元禄金引替ハ来亥ノ年ニ可限事。

新金銀引替之法

乾ノ字金元禄金と新金ニ引替候儀、只今迄之通相違無之候。

慶長古銀并新銀拾貫目ニ付元禄銀ハ二割半増、拾式

諸問屋大商人帳面左之趣ニ而三冊ニ認、来六日同所江差出候様被申渡候」(『正宝事録』第3巻、1450)と、十組と同じような措置をとることを命じており、問屋がそれぞれ仲間を通じて行動するよう令している点が注目される。

難船に際しては、仲間から当番が現場に派遣され、残荷物の捌き方を行なうのが普通であったが、八丈島のようにそれが不可能なところでは、幕吏による残荷売払いの措置がとられたらしい。

新貨の鑄造が大量に行なわれるようになるのは、享保3、4(1718、9)年であり、それまでは物価は相当の高値を示したといわれる。

前記の如く、正徳から享保にかけて新金銀貨の鑄造がなされ、旧貨との引替が両替商・銭屋及び諸問屋仲間を通じて進められたが、はじめは鑄造量もまだ少なかったため、新貨と旧貨の併用が認められていた。しかし、引替がなかなか進まないため、正徳5(1715)年12月には、3年後(享保3年)の正月からは元禄金銀の通用を禁ずる旨が令せられ、また、享保2(1717)年8月には、宝永金貨である乾字金も享保5(1720)年から通用禁止という触が出されている。

享保3(1718)年には、左のような新金銀引替の法があらためて出され、元禄金は翌4年限り、乾字金は享保7(1722)年までの5年間に引替えることが命ぜられた。なお、銀貨については、享保5年に、2年後の享保7年から通用禁止とする旨が令せられている。

この旧金銀通用禁止はどの位実行されていたであろうか。触書によると、禁止令後も度々銀を囲む者や、引替期限が終るまでは通用が許されていると考えている者を取締っているし、享保7年の触によると、まだ引替えられていない旧貨がかなりあったようである。享保15(1730)年正月には、乾字金がまだ多く残っているため、享保8(1723)年以降は金座で引替の際に新金で渡さず、潰金の割合で引替えることになっていたのを、向後は潰金にせず、そのまま通用を認めること、ただし新金との比率は2対1とすることが触れられている。これらの触からみる限りでは、旧貨通用禁止はなかなか徹底せず、遂には新旧貨併用が認められるに至ったようである。

では実際に旧貨通用禁止、新貨通用がどの位普及したかをみるために、まず江戸問屋である柏屋孫左衛門

貫五百匁を以代之。但シ元禄銀正味之割合無相違故  
只今迄之割合

宝永銀ハ六割増	拾六貫目ヲ以テ代之
中銀者十割増	貳拾貫目ヲ以代之
三ツ宝銀ハ十五割増	廿五貫目ヲ以代之
四ツ宝銀ハ三十割増	四拾貫目ヲ以代之

右之割合ヲ以当戊十一月より来寅年迄五ヶ年を限り  
急度可引替事。

一年貢并小物成諸運上之員数を定、元禄九丙子年以前  
より納候金銀者、新金銀に而も只今迄之員数相納へ  
し。但シ子ノ年より納来候品に而も古来之格ヲ以納  
候分へ、新金銀に而も員数差別なく可相納事。

一元禄九丙子ノ年より以来請負直段に而相究候類、此  
以来も右員数可用者当時之直段積りを以究メ直シ可  
申事。

一年貢并小物成諸運上諸色共ニ、元禄丙子ノ年より当  
戊ノ閏十月迄其時々之直段積りを以相究候品々納残  
又者諸色代物払残之類者乾ノ字金百兩ノ所ハ新金五  
拾兩、通用銀拾貫目之所者新銀貳貫五百目可遣之事。  
一献上并被下金銀古来より格式有之ニ付、新金銀に而  
も差別之無、世上祝儀取かわし或者礼物等遣候儀可  
准事。

一借金銀者元禄九子ノ年以前借用之返済残、新金銀に  
而も其員数可返之、子ノ年以來之借用ハ金百兩之所  
者新金五拾兩、銀拾貫目之所ハ新銀貳貫五百目可相  
返事。

一給金銀ハ元禄九子年前後共差別なく、新金銀に而も  
只今迄之員数たるへし。然共相對を以召抱候わたり  
奉公人類者、近年之給金銀員数不可用、猶又相對次  
第たるへき事。

附タリ

元禄九子年以來金銀位惡舗成、統兼候子細を以  
別段ニ金銀遣候類、元高新金に而遣候上ハ増金  
銀ハ相正可申事。

一合力等入用之積りを以相究候類者、元禄九子年以前  
相究候分者新金銀に而も其員数たるへし。尤子ノ年  
以來相究候上ハ半減たるへき事。

右之通堅相守へし。此外之儀書面之趣可准之、且又  
割合改候事者宝永以來之銀斗之事に候へハ、新金銀  
錢兩替、或ハ売買之直段等ニ付、紛敷手たて仕にお  
ゐては急度御詮儀之上、可被允駁科者也。

享保三年戊戌閏十月

通町行事 木屋九兵衛

家の史料をみてみよう（同家については、『流通経済  
論集』第1巻第1号参照）。柏屋の本店は京都にあった  
ので、江戸店は年々春に決算に関する書類を送ること  
になっており、元禄元（1688）年から明治期までほぼ  
確実に毎年史料が揃っている。これによると、はっ  
きり改鑄による金銀の勘定の変化が現われるのは、享  
保4（1719）年の決算書類からであり、新旧貨の比率は  
金は2対1となっている。三井越後屋の江戸店売上高  
も、享保4年から新金勘定でなされているらしい（豊  
泉益三『越後屋覚書』73 ページ参照）。江戸におい  
てはかなり確実に旧金銀禁止が徹底したということをこ  
の二軒の帳簿が示しているように思われる。

では、寛文期から寛延期まで店卸目録が揃っている  
常州真壁町の商人中村作右衛門家の場合はどうであろ  
うか。同家では、「享保三年戊秋より亥ノ秋まで一ヶ  
年分」と題する店卸目録から新金銀の記載がはじめて  
みられるようになる。なお、貸金の場合、年月がそれ  
程たっていないものや、商品の掛売などは、2対1の  
換算が行なわれているが、旧来の貸金、特に領主や武  
士層へのものは、回収の見込なしとみたものか、その  
まま記載してある。左の触にもみられるように、借用  
金銀返済は、元禄9（1694）年以前のもは新金銀で同  
額、以降は半額とされているが、中村家の貸金記載の  
相違は別にこの触によったものではない。銀について  
みると、幕府は新銀を小玉銀で多く吹出したと正徳5  
（1715）年の触でのべているが、店卸目録に小玉銀の記  
載がみられるようになるのも享保3（1718）年秋以降  
であり、四ツ宝銀と併用されている。その後、店卸目  
録から新金という言葉が消え、すべての勘定が新金銀  
でなされるようになったのは、享保17,8（1732, 33）  
年頃であるが、しかし享保3年秋以降は新しい取引は  
ほとんど新金銀でなされたようである。

関東におけるその他の例では、上州富岡町の阪本家  
の場合がある。同家の貞享朝から宝暦期にかけての帳  
簿によれば、新金勘定は享保6（1721）年からなされ  
ている（山田武磨「元禄・享保期における北関東在郷  
商人の成長」地方史研究第11号）。

これらの諸例からみる限りでは、享保3年の旧金銀  
使用禁止令は、江戸および関東においてははいくらかの  
遅速はあるとはいえ、かなり確実に守られたようにみ  
える。触においても、特に遠国における新金銀不通用  
が指摘されていることが多いので、他の諸地方につい  
ての具体例を知らないため、あまりはっきりしたことは  
いえませんが、幕府のもっとも目の届く江戸、および

右御触御座候ニ付、三拾問相談之上、新金之積りを以割合張紙相廻し申候、已上。

乍恐以書付を申上候

一十組諸問屋之内三拾人組絹布太物小万物諸色問屋共申上候。私共儀、権現様從御代々私共儀、問屋相動来候。常憲院様迄年々呉服物相場書指上ケ申候。相場書写掛御目ニ申候。

一貞享三寅ノ年ニ茂、我々共仲間より呉服物御用指上ケ申間舗哉と被為成御尋候得共、私共儀は辺其外商人向斗仕候得は、上々様へ差上ケ候儀不奉望上候段、御年寄中様迄書上ケ仕候。又貞享五辰ノ年相場書御尋被為成候付、有合候分直段付仕、持所不仕分ハ断書仕指上ケ申候。其後者被仰付茂無御座故、書上ケ茂不仕候。但シ外々相場書之写三通、北村殿へ亥七月廿三日ニ指上ケ候候。

一常憲院様御代、巳ノ年巳前出入御取上不被為成候御触御座候処ニ、其後未ノ年ニ至り、我々共儀は御代々問屋相動来り候得は、年月無構御取上成シ被下候由、御年寄中様ニ而被仰渡、御上より御尋被仰付候儀者、仲間ニ由緒ニ而も有之哉と被遊御尋候ニ付、古来より問屋相動来り候儀、御年寄中様へ未ノ六月書上ケ連判差上ケ申候。右之写一昨廿三日ニ掛御目ニ申候。

但シ外々前書ニ有之候元禄十六年未ノ六月之書上ケ写、宝永元年申ノ十二月小林久三郎巳ノ年前絹布仲間願ニ而御証文被為仰付候写式通指上ケ申候。

一其後売掛出入ニ付御番所へ罷出候節、絹布之儀御尋被為成候得共、林土佐守様、松野老岐守様、丹羽遠江守様、坪内能登守様御町奉行之節、右之書付ヲ以御願申上候得は、御証文ニ被仰付被下候。度々願御尋候ニ付、正徳三巳ノ年、古来より絹布木綿織物類其外取ませ売買仕候儀、御年寄中様江御書付指上ケ置申候。

一御当地所々中買共方より前々私共仲間へ取置候中買之請負証文、此度掛御目ニ申候。右之外、古来より我々共仲間ニ而売買仕来候色品荒増左ニ書付掛御目ニ申候。

- |           |            |
|-----------|------------|
| 一純子繻珍繻子類  | 一錦毛織天鷲絨    |
| 一紗綾縮緬羽二重類 | 一郡内絹紬類     |
| 一棧留羽織地袴地類 | 一木綿類布類     |
| 一真綿くり綿    | 一帷子類衣類     |
| 一扇子水引綿香類  | 一下り笠足袋引はこ類 |
| 一綿油下り蠟燭類  | 一素麩傘雪踏類    |

江戸と取引することが多い関東の商人は、新金銀にもっとも早く切替った部類に属すると考えられる。

小問物諸色問屋である三拾軒組は、上方下りの諸色を扱う問屋仲間であり、雑多な諸種の商品を扱っていた。「諸問屋再興調」七の中に、享保9(1724)年8月に三拾軒組が書上げた取扱品目の覚があるので、以下それを適当に配列してみると

呉服・絹紬・太物并布・さらし類・毛類・糸織切地・縮地糸入・羽織地類・同裏地・仕立上下・仕立麻衣・下りかや・木綿風呂敷・木綿三尺手拭・小手ぬくい類・男帯・女おひ・木綿真田帯類・木綿更紗染帯・下り木綿足袋・用戻子・縮いと・木綿いと、坪いと・節絹・木綿真田・糸さなだ・たくぼく・打緒るい・本ノ組紐類・きやはん緒・笹縁類・かや釣手・柄糸類・下緒るい・下り細引・線綿等の繊維製品。

女三ツ櫛・男式ツくし・鼈甲差櫛・さうけ指櫛・角さしくし・水牛指櫛・ひよく櫛・唐くし類・木指櫛・鬢くし・鯨筭・鳥の足筭・ひいとろ筭・鼈甲筭・水牛筭・象牙筭・角筭・御神香筭・かんさし・懐中櫛道具・かみなて・櫛はらひ類・鯨たぶさし・まゆ道具類・鏡るい・かもじ・へに・白粉類・懐中紅・紅ちよく類・紅ちやわん・鬢水入・白粉解・かみすりはこ・白粉たとふ紙・白粉解油柄杓等の化粧用品。

目鑑類・きせる類・らう竹・下りかは巾着・切巾着・扇子・うちは・下りたはこ入・革たはこ入・革せち弁・手掛挟・箱入刀ぬぐい・道乱・革下緒・かは早道・革きせるつゝ・根附るい・耳かきるい・次印籠・さけ印籠巾着・次服紗類・加羅入・加羅割・打針入・懐中薬入・懐中針入・緒しめ類・筥たばこ入・懐中硯箱・張貫きせるつゝ類・道中やうしさし類・口茶入・張貫筆入・硯水入・硯蓋・文はこ・懐中八徳・のり入・附子入・香ツ、ミ類・目利安手掛・鼻紙入・懐中矢立・矢立腰さし・旅はし箱・匂ふくろ・紺火縄・道乱入挑灯・革引はた・革粉甲頭巾・合羽将束・手拭かけ・印判・革巻つか・絹小巻・紙小巻・革切貫・革口柄大小・同越中大小・物縫針・針指類・物さしるい・打針槌・時尺るい・袋入目覚本・舍利塔・懐中厨子入仏等の身廻品。

香机・きやうしこうし・蒔絵香盤・同春慶・十種香・小香盤・たはこ盆類・香炉本ノたぢん・のぞき枕・春慶まくら類・桐小まくら・鏡立るい・香敷・桐楊枝箱・次黒塗櫛箱・同手箱・硯箱類・塗香箱・木地挽物香箱・丸鏡家・革鏡家・黒塗御所文庫類・紙折文庫・

一きせる櫛針類 一墨筆白粉類  
一次口珠数類 一下り鮫鞠之類  
一鉸口判刀類

其外商売之色品数多御座候ニ付、委細ハ不申上荒増如此御座候。

右之通古来より御代々商売仕来候儀御座候得は、諸色無差別向後被為仰付被下候様ニ奉願上候、已上。

享保四年己亥七月廿五日

十組諸問屋之内

三拾人組諸色問屋共

町御年寄中様

北村彦右衛門殿へ七月廿五日ニ納申候。

右之通書付指上ケ候儀ハ、土屋太郎右衛門方より長谷川町十右衛門・柳町市右衛門・同町徳兵衛方へ売懸金有之、六月廿七日大岡越前守様へ御訴訟申上ケ、七月二日ニ被召出問屋之儀御聞届被遊、十日切之御証文被為仰付、其後御訴訟仕、同廿三日ニ被召出候処、相手申上ケ候者、太郎右衛門儀小問物問屋ニ而ハ御座候得共、私共買掛り候者呉服物斗ニ而御座候得は、日切御宥免被下候様ニ与申上候ニ付、御番所より帰り候処、同日夕方北村殿より仲ケ間之内式三人参候様ニと申来候ニ付、則参候得は右之様子御尋被成候ニ付有増申上、廿三日廿五日両度ニ前書之通書上ケ仕候得者、同廿九日越前守様江双方被召出、我々儀ハ呉服物其外不寄何ニ古来より商売仕来り候へは問屋ニ紛無之候ニ付、弥十日切に相済、今日之日切金も指出し候様ニ被仰付、則金子請取申候。

乍恐以書付を申上候

一三拾人組諸色問屋共申上候。仲間之内土屋太郎右衛門与申者方より、絹布売掛金御座候ニ付、大岡越前守様江御訴訟申上候得者、被召出御僉儀之上、問屋之儀ニ御座候ニ付、十日限之御証文被仰付候処ニ、其後相手申上候は、太郎右衛門儀小問物問屋ニ而御座候得共、私共儀者呉服物斗買掛り申候得者、日切御宥免被下候様ニ与申上候ニ付、先罷帰り候様ニ被仰付、同日北村彦右衛門様へ仲間之者被召出、小問物問屋ニ而絹布商売仕候儀御尋有之、其品相立候様ニ思召候得共、子細も有之候ハ、書上ケ申様ニ与被仰付候ニ付、書付指上ケ候処、被為聞召分ケ被仰付難有奉存、則右書上ケ之通り御年寄り三人様江差上ケ申候。

一権現様從御代々私共儀問屋相勤来、常憲院様迄年々呉服物相場書指上ケ申候。右相場書之写三通、七月

小文庫・柳こり等の調度品。

真鍮目釘打・鎮鍮鈴・鎮鍮上水・鎮鍮渡金・鎮鍮羽黒次・鎮鍮ゑじかこ・鎮鍮さや万年筆・鎮鍮根付るい・鍮鎮掛針・鍮鎮口かき・錫香箱・銅耳たらい・銅やくわん・銅しやくし・銅大根おろし・銅湯せん・銅火かき・銅じやうこ・火のし・針かね・葉なへ・薄なへ・馬鈴るい・箱のくわん・引手・庖丁類・は斜み類・小刀・かみそり・さすが・相口・紙入こはせ・合羽小はせ・毛貫るい・灰押・金銀箔・銀紙・表具金物・道乱金具・鼻紙袋金具類・草紙錐・次小つか・指初脇さし等の金属製品。

そろばん・墨類・筆るい・硯いし・きわすみ・景引・そろばん附万年硯・石筆等の筆墨硯類。

水引・表具紙・折手本・子年紙・下り油紙・渋紙・立紙・青花紙・箔紙るい・油取紙・絵もとゆい・行成紙并絵行成等の紙製品。

硝石ちよく・ふらすこ徳利・盃るい・清水焼茶碗・茶碗蓋・酒桶・杓子るい・箸るい・香箸・まなばし・京よふし等の食器類。

かるた類・絵合かるた・自讃歌かるた・伊勢物語同・うんすんかるた・歌かるた・琴爪・三味線いと・三味線根緒・同はち・同こま・同かせ・基石・碁家・双六さい・双六つゝ・懐中双六・双六引石・木地懐中將碁盤・下り絵合具・楊弓・下り箔なし衣装着小人形・箱入雛人形・下り箔なし芥子物人形造り物品々・白磨絵入張子・練小人形并造り物・下り犬張子・下りほうこ等の手遊物・雛人形類。

その他、せん香類・下りそうめん・下り蠟燭・石黄・唐弓弦・能面・酒中花・次鮫・しゆるほうき・あいろう・土朱・珠数類・赤熊毛・白熊毛・柄はらひ・しととめ・角ぼたん・縫紋・はけ類・遠目鏡・むし目かね・呼子笛・ぶんまわし・けいさん類・表具軸等。

と300種近い品目が並べられているのである。

三拾軒組で取扱う商品はこのように複雑多岐にわたっていたが、これらをいずれも問屋として売買しているのであると強調するのは、宝永元(1704)年にもみられたように、売掛金出入に際して幕府権力による支払い強制という措置を問屋であればなしえたからである。左にみられるように、享保4(1719)年7月の訴訟では、呉服物その外何によらず古来より問屋として売買していることを主張し、勝訴したのである。

しかるに幕府は、同年11月に至り、いわゆる「相対済し令」とよばれる次のような触を發した。

一近年金銀出入段々多成、評定所寄合之節も此儀を専

廿三日ニ北村彦右門様へ差上ケ申候。

一貞享三寅ノ年ニも、我々共仲ケ間より呉服物御用指上ケ申間舗哉と被為成御尋候得共、私共儀在辺其外商人向斗仕候へは、上々様江指上ケ候儀不奉望上候段、御年寄中様迄書上仕候。又貞享五辰ノ年相場書御尋被為成候ニ付、有合候分直段付仕、持所不仕分ハ断書仕差上ケ申候。其後ハ被仰付義無御座候故書上不仕候。

一常憲院様御代巳ノ年以前出入御取上不被為成候御触御座候処ニ、其後未ノ年ニ至り、我々共儀者御代々問屋相動来候得は、年月ニ無構御取上ケ成シ被下候由、御年寄中様ニ被仰渡、從御上御尋被仰付候儀は、仲ケ間ニ由緒ニ而も有之哉と被遊御尋候ニ付、古来より問屋相動来候儀者、御年寄中様江未ノ六月書上ケ連判差上ケ申候。右之写七月廿三日ニ北村彦右衛門様へ指上ケ置申候。

一其後売掛出入ニ付御番所江罷出候節、絹紬之儀御尋被為成候得共、林土佐守様・松野壱岐守様・丹羽遠江守様・坪内能登守様御町奉行之節、右之書付を以御願申上候得者御証文ニ被仰付被下候。度々願御尋候ニ付・正徳三巳ノ年、古来より絹布木綿織物其外取ませ売買仕候儀御年寄中様へ御書付指上ケ置申候。

一御当地所々中買共方より前々私共仲ケ間江取置申候中買請負証文、此度数通北村彦右衛門様へ指上ケ、掛御目ニ申候。右之外古来より我々共仲ケ間ニ而商売仕来候色品荒増、左ニ書付ケ掛御目申候。右商売之色品七月廿五日ニ北村殿書上候通り書付指上ケ申候。

一其外商売之色品数多ク御座候ニ付、委細ニハ不申上候。有増如此御座候。

一私共組合之儀、古来より呉服太物小万物諸色商売仕来候。則先達色品荒増書付掛御目申候。從御代々右之通り商売仕来り候儀ニ御座候得者、諸色無差別向後被仰付被下候様ニ奉願上候。

享保四年亥八月 十組諸問屋之内  
三拾人組諸色問屋共  
御町年寄中様

右之写北村彦右衛門様斗へ納メ残りハ相納メ不申候。

一享保四己亥十一月ニ売懸金相對之御触有之候処、懸方不埒ニ相見得候ニ付、十組参会相談之上、段々相願申候へ共御取上ケ無之候。委細十組公用帳面ニ記し有之候。

取扱、公事訴訟ハ末ニ罷成、評定之本旨を失候、借金銀買懸り等之儀ハ、人々相對之上之事ニ候得は、自今は三奉行所にて濟口之取扱致間敷候、併欲心を以事を巧候出入ハ、不届を糺明いたし、御仕置可申付候事。

但、不届と有之候ハ、身体かきり申付候類之儀候事。

一只今迄奉行所にて取上、日切に申付、段々濟寄候金銀出入も、向後罷出間敷由可申付候事、以上。

(『御触書寛保集成』2576, 『正宝事録』第2巻, 1675)

この触に続き、翌享保5(1720)年2月に、一借金銀并買掛金等之濟口之儀、自今は奉行所にて不申付筈に候、事を巧候て或返弁を滞らせ、或掛り金を払さるもの有之におゐては可申出、不届之品を料明可有之旨去冬相触候処、心得違候ものハ、金銀出入之儀は、一同に不申出筈之様ニ心得候と相聞候、奉行所にて不取扱品は前々切金ニて、日延偏々と申付たる儀向後不申付筈ニ候、可濟筋をわさと滞候か、又は借金等不相濟候上、質物をも約束之切過候て、彼是申延し、いつれ共不埒明筋、惣て此等之類有之候ハ、早々御役所え訴出へし、急度可申付事。(『御触書寛保集成』2577, 『正宝事録』第2巻, 1691)

といった触が出されているところから、相對濟し令を幸いに、返済を遅らす者、掛金を滞らす者が多くあったらしい。

この相對濟し令を幕府が出した理由として、借金に苦しむ旗本・御家人の救済を目的としたものであるとする黒板勝美氏、三上参次氏、宮本又次氏、津田秀夫氏等の説に対して、大石慎三郎氏は『享保改革の經濟政策』の中で、相對濟し令は寛文～元禄期の全国的な商品流通の複雑化のために、金銭貸借・商品の売掛・買掛などの金公事が急増し、奉行所・評定所の事務を停滯させたため、農村政策を改革の基礎にすえようとする新政権が、金公事を非常手段によって切りおとしたのであると述べている。筆者もほぼこの見解をとるものであるが、ただ相對濟し令はこれが始めてではなく、前号でも述べたように、寛文元(1661)年には問屋以外の売掛に関する訴訟を取上げない旨が令されており、元禄15(1702)年の場合は、翌年には問屋は外されたとはいえ、一時は問屋も含めての相對濟し令が出ているので、これらをも合せてこの期の相對濟し令の評価をなすべきであろう。

一享保六辛丑年閏七月六日ニ町人身上向并諸商売躰、其所名主支配限リニ相認差上ケ可申旨御触之写。

- |         |                |        |
|---------|----------------|--------|
| 一絹紬問屋   | 一太物問屋          | 一小万物問屋 |
| 一書物問屋   | 一革細工問屋         | 一紙問屋   |
| 一椀問屋    | 一諸道具塗物問屋       | 一紺屋    |
| 一瀬戸物問屋  | 一たばこ入<br>鼻紙袋問屋 | 一菓子屋   |
| 一練人形問屋  | 一火鉢土器問屋        | 一組いと屋  |
| 一人形張子雛屋 | 一草双紙問屋<br>(ママ) | 一絵馬屋   |
| 一版木屋    | 一扇子団問屋         | 一きせる問屋 |

右之品々町々ニ有之候分、銘々其名并身上向キ書付、今日中ニ樽屋方ヘ可差出候。急御用ニ有之候間、町々に無滞早々相廻し書付差急今明日中ニ書付可申来候。少も油断有間敷者也。

享保六年丑閏七月六日

右之品々商売問屋、町御年寄なら屋市右衛門殿へ御呼寄被仰渡候趣は、只今より商売物有来候外、新規之仕出し物一切御停止ニ候。為吟味之此方より役人付可申哉、又は其方ニ而吟味致方有之候哉と御尋ニ付、則仲間相談之上、吟味致方書付組中連判いたし、ならや市右衛門殿へ相納申候。尤右書付相談之義、会所茂兵衛方ニ而三組寄合相認、三拾軒行事伊セ屋庄兵衛方より差上ケ申候。則左之通。

以口上書申上候

一諸色問屋共申上候。商売之儀、前々より仕来り候外不寄何ニ、新規ニ仕出シ商売仕候儀堅御停止之趣被為仰付奉畏候。依之仲間吟味之致方御尋被遊奉承知候。私共も先年より絹布太物并小万物商売仕来りニ付、絹布太物小万物吟味致方、別々ニ書付差出候様ニ被仰付、則別紙書付差上申候。則私共組合吟味仕方左ニ書付申上候。

一我々仲間之儀、先年問屋御吟味之節相改、御奉行所様へ書上ケ仕候軒数三拾軒ニ而御座候。右仲間之内所々ニ住居仕候。右之内商売相止メ逼塞仕罷有候者共七人御座候。残而廿三人只今相続仕罷有候。右組合之内、も寄々々一組と仕、内店六軒、通町組拾壹軒、東組六軒と相別れ罷有候。右三組之内是迄共ニ一組ニ兩人ツ、月行事相究、御公儀様御法度御趣は不及申上、商売躰示合等共仕来り申候。然ル上は、此度右被為仰付之御趣、乍恐御大切成事ニ奉存候間、吟味仕方之儀は、一組々々毎月三度宛寄合、其上銘々不絶相廻り吟味仕候。尚以荷物着之節は、我々仕入方見分仕唯今、迄仕来り候商売之外、仕出シ物一切売買致させ不申様ニ仕、勿論遠国荷主共へも右被為仰付候趣急度申遣シ、新規ニ替り候品送り不申様ニ

享保6(1721)年に入ると、幕府は相ついで奢侈禁止、新規仕出し物禁止の触を発した。まず4月、5月には、節句関係のものを取締り、7月には「惣て新規之儀、器物織物之類一切仕出し候事可為無用候」と触れ、同時に書物草紙類も新規に仕立ることを禁止、止むをえざる場合は奉行所への伺いの上とした。また、京都、大阪、その外所々より新規の品を送ってきた場合には、少分のものであっても、奉行所へ訴え出、差図をうけてから商売するよう命じ、閏7月にはあらためて、

一呉服諸道具書物類ハ不及申、諸商売物菓子類ニても新規に巧出し候事、自今以後、堅停止たり、若無扨子細有之ハ役所え訴出、ゆるしを受、可仕出事、一諸商物之内古来之通にて事済候処、近年色品を替、物数寄ニて仕出候類ハ追て遂吟味、停止可申付候間、兼々其旨可相心得事、以上

(『御触書寛保集成』2094、『正宝事録』第2巻、1797)

と、呉服・諸道具・書物以外に、諸商売物、菓子類までも新規仕出しを堅く禁じた。この禁令を効果あらしめるため、まず幕府は左にみられるように、新規仕出しに関係ありと思われる諸商人の身上向き、商売体の調査にとりかかったのである。ここで注意されねばならないのは、幕府はこの時点では、まだ物価対策としての商人・職人取締りを考えていなかったという点である。このことは、調査の対象となった中に、米穀や薪炭・味噌・醤油・塩などの生活必需品に関係する商人が含まれていないことから明らかである。次に幕府は、この調査を命じた商人達に、新規仕出し物吟味を行なうために、どのような措置をとるのか、吟味のために町年寄から役人を差出すか、あるいは商人同士で吟味するのかを問うている。それに対して、三拾軒組のように、仲間がすでに結ばれている場合には、月行事も定まっておき、吟味の仕方としても、毎月三度ずつ寄合をもち、その上たえず見廻って取締ること、荷物が着いた場合には、仕入方が見分して、新規仕出し物は一切売買させないようにするなどの措置がとれるが、仲間がまだ結成されていない商人達は、仲間を通じての規制ができない。そのため、取締りのために世話役を町年寄からつける旨を申渡されるが、それでは迷惑なので、それぞれ仲間を立て、月行事を定め、自分達で吟味することを仲間を結んでいない商人達も望んだのである。

このため、8月25日に、町年寄方に年番名主が呼出



為仕、若又万一送來り候ハ、其節御訴申上、御差図を請申様ニ仕、其外無油断銘々申合急度吟味仕、其上御年寄衆中様迄堅御請合申上候趣、組合行事兩人ツ、判形仕、一組より証文巻通ツ、三組より三通、毎月晦日ニ差上申様ニ付、明白急度吟味仕候様ニ被為仰付被下度奉存候、以上。

享保六年辛丑閏七月十三日 内店組  
通町組  
東組  
行事 伊勢屋庄兵衛  
右之通式通書上仕候 大黒屋三郎兵衛

右之通書上相済候以後、九月中頃迄何之一左右も無之候之所、九月十八日、年番名主湯島六右衛門殿・鎌倉町平次郎殿右御兩人より、本石町名主佐左衛門殿方へ、商売銘々色品書分候而町年寄ならや市右衛門殿方江差出候様ニ申來候。依之通二丁目会所茂兵衛方ニ而、船仲間通町組斗相談之上、商売物色品不残書立、年番名主衆中江差出置申候。其後段々追触有之、則左之通。

九月廿二日配符之覚

一仕立屋共不残

右は明廿三日四ツ時ならや方へ可参者也。

一太物問屋不残 一蒔絵師不残

一経師不残

右三品ハ同日八ツ時ならや方へ可参者也。

一鼻紙袋屋不残 一白銀屋不残

一火鉢土器屋不残 一鑄物師不残

一小間物問屋不残

右五品ハ廿四日朝五ツ時ならや方へ可参者也。

一地傘屋不残 一合羽屋不残

右式品同日八ツ時ならや方へ可参者也。

一屏風屋不残 一小間物糶売不残

一箸屋不残 一銅細工人不残

一彫物師不残 一瀬戸物問屋不残

右六品ハ廿五日九ツ時ならや方へ可参者也。

メ 十七口

九月廿六日配符之覚

一きせる屋不残 一造花屋不残

一絹紬問屋不残 一塗物問屋不残

一金具屋不残 一椀問屋不残

一鏡屋不残 一水引屋不残

一張子人形屋不残 一花昆布屋不残

一下り傘屋不残 一鼈甲屋不残

され、仲間を結ぶべき96種にのぼる商人・職人の名目附が渡された。このなかには、問屋・見世売・せり売等の商人や、各種の職人が含まれており、これらを「名主共寄合致相談、三四拾人程ツ、最寄ニ成共、又ハ商売人共不勝手ニ候ハ、最前之無構為組合候共致し、五七日之内組合相究、名主方より帳面」を差出させようとしたのである。しかし、「見世売せり売同商売にも軽重有之、且又商売二色三色も兼候者も有之」という複雑な諸種の商人・職人の組合を、短時日の間に名主を中心に作り上げることは、「兎角名主共寄合相談之上、能方ニ相極」よといわれても無理であった。

名主を通じて上から組合を結ばせることが困難なことを考えてか、幕府は9月中旬まで具体的な動きを示さなかった。18日に至り、まず名主を通じて商売品目を調べ、それにもとづいてか、22日から10月1日にかけて、左にみられるように諸種の商人・職人を連日町年寄方に呼出した。これらを名称からだけであるが、問屋・見世売(小売)・せり売(行商)・職人等に区わけしてみよう。

〔問屋〕

太物問屋・絹紬問屋・小間物問屋・多葉粉入問屋・瀬戸物問屋・塗物問屋・椀問屋・雪駄問屋・小刀問屋・革問屋・子供手遊物問屋・練人形問屋・土人形問屋・菖蒲甲問屋・ささら太鼓問屋・飴問屋

〔見世売〕

呉服屋・合羽屋・紙子屋・唐紙子・糸組屋・たはこ入屋・鼻紙袋屋・鏡屋・水引屋・鼈甲屋・扇子屋・きせる屋・革羽織屋・旅人革羽織屋・同足袋屋・白革屋・ふすま革屋・鞆屋・鞆屋・瀬戸物屋・火鉢土器屋・絵土器屋・塗物屋・硝子屋・箸屋・椀物屋・足駄屋・雪駄屋・筆屋・錫屋・白銀屋・金具屋・屏風屋・地傘屋・下り傘屋・太鼓屋・張貫人形屋・張子人形屋・雜同道具屋・はま弓羽子板屋・人形屋・武道具馬道具・造花屋・火花屋・駄菓子屋・花昆布屋・煎餅屋

〔せり売〕

小間物糶売・雪駄糶売・土人形請売・辻売小間物屋

〔職人〕

仕立屋・股引仕立屋・正草染屋・紫染屋・たは粉入地拵屋・たはこ入裏桐油師・紺屋形彫・櫛挽・沓師・宮造り・蒔絵師・経師・鑄物師・彫物師・楊弓師・印籠師・金具師・革巾着師・革鼻緒師・革柄巻師・いかけ屋・板木屋・銅細工人・鯨細工人・張貫細工人・玉細工人・唐木細工人・駿河細工人・練人形細工人・子供

右十式品明廿七日八ツ時ならや方へ可参者也。

九月廿七日配符之覚

- |          |            |
|----------|------------|
| 一呉服屋不残   | 一多葉粉入問屋不残  |
| 一はま弓羽子板屋 | 但し鼻紙袋たばこ入や |
| 一鯨細工人不残  | ハ重而呼出可申事   |
| 一櫛挽不残    | 一人形屋不残     |
| 一楊弓師不残   | 一紺屋形彫不残    |
| 一煎餅屋不残   | 一板木屋不残     |
|          | 一宮造り不残     |

右十一品廿八日四ツ時ならや方へ可参者也。

- |          |          |
|----------|----------|
| 一正草染屋不残  | 一紙子屋不残   |
| 一飴問屋不残   | 一唐紙子不残   |
| 一張貫人形屋不残 | 一張貫細工人不残 |
| 一紫染屋不残   | 一雪駄糶売不残  |

右八品同廿八日八ツ時ならや方へ可参者也。

九月廿八日配符之覚

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 一呉服屋之内ニ而紙子類商売致候者共 |             |
| 一辻見世店江罷出商売致候者共    |             |
| 一いかけ屋不残           | 一革柄巻師不残     |
| 一瀬戸物屋不残           | 但しせり売ニ而ハ無之候 |

右之類追尋御座候間、右商売人不残可罷出者也。  
一尋儀有之間、町々足駄屋共不残廿九日朝六ツ時、  
ならや方へ可参者也。

九月廿八日配符之覚

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 一太物問屋不残         | 一塗物屋不残   |
| 但し先達而相渡候帳面持参可申事 |          |
| 一ささら太鼓問屋太鼓屋     | 一玉細工人不残  |
| 一土人形問屋不残        | 一駄菓子屋不残  |
| 一花火屋不残          | 一挽物屋不残   |
| 一唐木細工人不残        | 一簾屋不残    |
| 一駿河細工屋不残        | 一錫屋不残    |
| 一練人形問屋不残并細工人共不残 |          |
| 一たばこ入屋不残        | 一印籠師不残   |
| 一菖蒲甲問屋          | 一たは粉入地拵屋 |

右十七品廿九日四ツ時ならや方へ可参者也。

九月廿九日配符之覚

- |          |            |
|----------|------------|
| 一雪駄屋不残   | 一雛同道具屋     |
| 一金具師不残   | 一絵土器屋不残    |
| 一硝子屋不残   | 一扇子屋不残     |
| 一土人形請売不残 | 一京都より出商人糸屋 |

右八品廿九日八ツ時ならや方へ可参者也。

九月廿九日配符之覚

- |         |           |
|---------|-----------|
| 一小刀問屋不残 | 一たばこ入裏桐油師 |
| 一蒔絵師手間取 | 一武道具馬道具   |

手遊物細工人・蒔絵師手間取・飴屋手間取

これを、8月に幕府が年番名主に組合を作ることを命じた商人・職人名目とくらべると、ほぼ一致している(名目附の内容については「享保撰要類集」参照。『東京市史稿』産業編第11, 辻達也「享保改革における江戸商人仲間設定について」日本歴史第159号にもせられている)。ただ、このほかに、布物屋・縫箔屋・毛せん屋・紙屋・唐紙屋・筆屋・うちわ屋・挑灯屋・菖蒲刀や・絵馬屋・三味線屋・琴屋・御用達商人・紺屋・あかね染・紙漉屋・戸障子細工・硯師・鏝師・籠屋・唐金細工・挽物師・香具師等が、名目附の中にありながら呼出されていないが、これらの中には呼出された商人・職人が兼ねて扱っているものも多いようである。

さて、前頁の区わけした結果をみてもわかるように、幕府は問屋・見世売・せり売・職人のどれに重点をおくということなく、新規仕出し物に関係すると思われる商人・職人を網羅して仲間を作らせようとしたと考えられる。数からいえば、問屋よりは小売商や職人の方が多く、享保9~11(1724~6)年の商業政策のように、問屋を重視する考えはこの時点ではまったくみられないといつてよからう。また、組合の結び方も、従来の仲間とは関係なく、商品別に50人、70人ほどずつを1組とするよう命ぜられたため、次頁にみられるように「所々入込中買・小売等迄」問屋と肩を並べるということになったのである。これに対し、すでに成立をみている仲間は、当然従来の組織を崩すまいとする。たとえば、絹紬問屋は、最初町中1組となるよう命ぜられていたが、願によって三拾軒組を中心とするものが1組、残りはそれぞれ地域別にわけられ、4組となった。また小間物諸色問屋も、61人1組とされたので、三拾軒組加入の全員23人を1組とし、他の38人と別組にすることを願って許されている。しかし、原則としては、新規仕出し物に関係ありと幕府が考えた商品別に組合を結ばせていくのであって、三拾軒組も、全員が小間物類・水引類・下り扇子類・下り鏡類・きせる類と5冊の仲間帳面に連印すると同時に、木綿・絹紬に関しては仲間外の商人も含めて組合を結んだ形となった。幕府はこの時点では、三拾軒組をも含めた既存の大組織である十組に対しても、別にこれを利用して組合結成を進めるといったような方策はとらず、むしろ町の支配組織を通じ、地理的な区わけによる組織を作ろうとしたといえよう。このような組織方針は、すでに仲間を結成していることが多い問屋よりはむしろ

一筋屋手間取 一子共手遊物問屋  
 一糸組屋不残 并細工人共  
 一雪駄問屋不残 但し請売ハ重而呼出可申候  
 右九品十月朔日四ツ時より八ツ時迄ならや方へ  
 可参者也。

十月朔日配符之覚

一革羽織屋不残 一革問屋不残  
 一鞠屋并沓師 一旅人革羽織屋并足袋屋共  
 一革柄巻師 一鞆屋  
 一革巾着師 一革鼻緒師  
 一白革屋 一ふすへ革屋  
 一辻売小間物屋 一紙子屋

一瀬戸物屋 是ハ先達而書出候問屋之外、請売ニ而  
 瀬戸物斗一通り見世ニ而売候者、又附ケ商売ニ  
 致候者可出候。鞆売ハ参ルニ不及候事。

一股引仕立屋 并先達而仕立屋之内へ書加へ出候者  
 ハ罷出ルニ不及申候事。

右之通商売躰色品不限何ニ一色々を五拾人・七拾人  
 宛組合売組と御究、帳面御渡シ被成、精帳相認印形  
 居候而持参候様ニ被仰渡候。然ル所、古来より之組  
 合無御構、所々入込中買・小売等迄一列ニ相成、其  
 上人数多、吟味示合等之筋も不勝手ニ付、以書付御  
 願申候事。

一太物問屋組合之儀、式拾五人有之候所、此度五人差  
 加へ申候様ニ被為仰付、都合三拾人売組ニ精帳相認  
 差上ケ申候。

一絹紬問屋之儀、町中不残売組ニ被仰付、帳面請取参  
 り申候。然レ共、中買・小売又は遠所入込有之、面  
 々不勝手ニ付、鉄砲町、岩付町絹問屋三軒ハ一烈ニ  
 相願候へハ、則三人売組ニ被仰付候。其外芝筋四谷  
 組拾人、日本橋南所拾式人、当仲間組合式拾九人、  
 何れも書付を以御願申候へハ、則右願之通四組ニ相  
 究、精帳連判差上申候。

一小間物類 一水引類 一下り扇子類  
 一下り鏡類 一幾世流類

右五品ハ三拾軒仲間式拾三人一烈ニ書付を以願候へ  
 ハ、則右願之通被仰付候事。

る、従来未組織であった小売やせり売、職人層を網羅  
 しようとするためにとられざるをえなかったと考えら  
 れる。ただ実際には、三拾軒組や大伝馬町木綿問屋仲  
 間の例にみられるように、同一業種の商人が地域的に  
 かたまり、仲間を結ぶ場合が多いので、幕府の組織方  
 針と、従来の仲間組織はそれほど矛盾しなかったとい  
 えよう。

この享保6(1721)年の仲間帳面に名を連ねている  
 ことは、享保期以降における訴訟など公の場では、幕  
 府公認のものとしてかなりの意味をもっていた。また、  
 この時に組合ごとに番号がつけられ、たとえば、小間  
 物問屋仲間が壹番組、三拾軒組を主体とする太物問屋  
 仲間は四番組とよばれているが、このよび方はかなり  
 後になっても使われている。

さらに、この仲間結成令の意義として、三拾軒組の  
 例にみられるように、それまでの仲間が、しばしば雑  
 多な商品を扱うものを包含した形をとることがあるの  
 に対し、商品別ニ專業別の仲間結成を推進めたことに  
 より、たとえその時点では、実態と名目とが一致しな  
 い面があったとしても、その後の仲間による流通独占  
 体制を公的に保証する素地を作ることになった点を考  
 えるべきであろう。

なお、辻達也氏は、前掲論文において、享保6年の  
 組合結成の時点につき、従来とられていた6年11月の  
 触を結成の指令とみる説に反対され、11月の触はむし  
 ろすでに結成されている組合に向けて出されたもので  
 あると述べておられるが、これは左の史料によるなら  
 ば正しいといえよう。また、8月26日の町年寄から年  
 番名主への申渡しの中で、「世話人五人三人も相附候  
 様被仰渡候ニ付、商売人共え被尋候処迷惑ニ存候間、  
 組合を立、月行事を定、吟味可致旨申候得共云々」と  
 ある世話人を、辻氏は閏7月6日に呼びだされた大部  
 分問屋である商人達と考えておられるが、閏7月に呼  
 びだされた商人達に、町年寄が吟味のため役人を差向  
 けようかと尋ねたのに対し、商人達は自から吟味する  
 べき旨を答えたと左の史料から考えられるので、こ  
 こでいう世話人とは、町年寄から差向けられる役人をさ  
 しているのではないかと思う。

(未完)